

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

目黒区は、予防接種に関する事務において、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種に関する事務において、新型コロナウイルスワクチン接種記録システム使用に当たっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第16号の規定に基づき、他の市区町村との間で接種記録情報の情報照会・情報提供を行う。

評価実施機関名

目黒区長

公表日

令和6年3月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種に関する事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく予防接種の実施、接種記録の管理・保管に関するものであり、対象者への接種勧奨、予防接種の実費徴収、医療機関での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管を行う。</p> <p>これらの業務を行うに当たり、次の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>【1】各種予防接種の案内 【2】予防接種履歴の管理・接種証明書の交付 【3】予防接種による健康被害救済給付</p>
③システムの名称	<p>【1】保健所システム 【2】共通連携基盤システム 【3】中間サーバー 【4】住民基本台帳ネットワークシステム 【5】ワクチン接種記録システム(VRS)(※1)</p> <p>(※1)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に使用するもので、予防接種対象者の接種記録等を管理し、他の市区町村への接種記録の照会・提供を行う機能を有する。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳記録ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>【1】予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 番号法(※2)第9条第1項及び別表第1の14の項 別表第1主務省令(※3)第10条</p> <p>【2】新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 番号法第9条第1項及び別表第1の126の項 別表第1主務省令第67条の2</p> <p>(※2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) (※3)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種については、緊急措置として、情提供ネットワークシステムによらずに、番号法第19条第16号の規定により、ワクチン接種記録システム(VRS)により接種記録について他の市区町村との間で情報提供・照会を行う。</p> <p>なお、特定個人情報の取扱いを委託する場合において、当該受託者への特定個人情報を提供する必要があるときは、番号法第19条第6号の規定により行う。</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【1】予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号並びに別表第2の22の項、24の項、25の項及び26の項 別表第2(※3)主務省令第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号並びに別表第2の22の項及び23の項 別表第2主務省令第12条の2及び第12条の2の2</p> <p>【2】新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第2の150の項 別表第2(※3)主務省令第59条の2 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第2の150の項 別表第2主務省令第59条の2</p> <p>(※3)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部保健予防課
②所属長の役職名	保健予防課長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	目黒区健康福祉部保健予防課 郵便番号:153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号 電話:03-5722-7047
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	目黒区健康福祉部保健予防課 郵便番号:153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号 電話:03-5722-7047

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月3日	評価書名	予防接種に関する事務	予防接種に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和2年3月3日	I 関連情報 3. 個人情報の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といふ。)第9条第1項及び別表第一の10の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といふ。)第9条第1項及び別表第一の10の項並びに主務省令(※)第10条 ※主務省令: 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	事後	
令和2年3月3日	I 関連情報 4. 情報(tokutei)個人影響ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号並びに別表第二の16の2、17、18及び19の項	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第7項及び別表第二の次の項目並びに同項第2項及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 ・別表第二の16-2、16-3 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12-2条 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第7号及び別表第二の次の項目並びに同項第2項及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 ・別表第二の16-2、17、18、19 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12-2条 ※主務省令: 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	事後	
令和2年3月3日	II しいき権利判断項目 1 対象人数	平成31年4月1日現在	令和1年9月1日現在	事後	
令和2年3月3日	II しいき権利判断項目 2 取扱件数	平成31年4月1日現在	令和1年9月1日現在	事後	
令和2年3月3日	IV リスク対策 8 監査	○内部監査	○自己点検 ○内部監査 ○外部監査	事後	
令和2年12月3日	II しいき権利判断項目 1 対象人数	令和1年9月1日現在	令和2年9月1日現在	事後	
令和3年9月1日	表紙 特記事項		予防接種に関する事務において、新型コロナウイルスワクチン接種記録システム使用に当たっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第16号の規定に基づき、他の市区町村との間で接種記録情報の情報照会・情報提供を行う。	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものを行う。この業務を行うに当たり、次の事務において特定個人情報を取り扱う。	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものを行う。この業務を行うに当たり、次の事務において特定個人情報を取り扱う。	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といふ。)第9条第1項及び別表第一の10の項並びに主務省令(※)第10条 ※主務省令: 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といふ。)第9条第1項及び別表第一の10の項並びに主務省令(※)第10条、第67条の2 2 新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 93の2の項 ※主務省令: 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第7項及び別表第二の次の項目並びに同項第2項及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 ・別表第二の16-2、16-3 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12-2条 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第7号及び別表第二の次の項目並びに同項第2項及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 ・別表第二の16-2、17、18、19 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12-2条 ※主務省令: 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第8号及び別表第二の次の項目並びに同項第2項及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 ・別表第二の16-2、16-3 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12-2条 ○新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 115の2の項 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第8号及び別表第二の次の項目並びに同項第2項及び第4欄に規定する主務省令(※)の該当条項 ・別表第二の16-2、17、18、19 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12-2条 ○新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 115の2の項 ※主務省令: 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当者 ①部署	健康福祉部 保健予防課 / 碑文谷保健センター	健康福祉部 保健予防課	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当者 ②所属長の役職名	保健予防課長 / 碑文谷保健センター長	保健予防課長	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	健康福祉部 保健予防課保健サービス係 / 碑文谷保健センター保健サービス係 〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号 / 〒152-0003 東京都目黒区碑文谷四丁目16番18号	健康福祉部 保健予防課予防接種係 〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部 保健予防課保健サービス係 / 碑文谷保健センター保健サービス係 電話番号(直通) 03-5722-9503 / 03-3711-6446	健康福祉部 保健予防課予防接種係 電話番号(直通) 03-5722-7047	事後	
令和4年2月1日	II しいき権利判断項目 1 対象人数	令和1年9月1日現在	令和4年2月1日現在	事後	
令和4年2月1日	II しいき権利判断項目 2 取扱件数	令和1年9月1日現在	令和4年2月1日現在	事後	
令和5年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	【1】予防接種システム 【2】団体共通番号システム 【3】中間サーバー 【4】住民基本台帳ネットワークシステム 【5】ワクチン接種記録システム(VRS)(※1) (※1)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に使用するもので、予防接種対象者の接種記録等を管理し、他の市区町村への接種記録の照会・提供を行う機能を有する。	【1】保健所システム 【2】共通連携基盤システム 【3】中間サーバー 【4】住民基本台帳ネットワークシステム 【5】ワクチン接種記録システム(VRS)(※1) (※1)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に使用するもので、予防接種対象者の接種記録等を管理し、他の市区町村への接種記録の照会・提供を行う機能を有する。	事後	
令和5年9月1日	II しいき権利判断項目 2 取扱件数	令和4年2月1日現在	令和5年9月1日現在	事後	
令和5年9月1日	II しいき権利判断項目 2 取扱件数	令和4年2月1日現在	令和5年9月1日現在	事後	
令和5年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 【1】	【1】予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 番号法(※2)第9条第1項及び別表第一の10の項 別表第1主務省令(※3)第10条	【1】予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 番号法(※2)第9条第1項及び別表第一の14の項 別表第1主務省令(※3)第10条	事後	
令和5年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 【2】	【2】新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 番号法第9条第1項及び別表第一の93の2の項 別表第1主務省令第67条の2	【2】新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 番号法第9条第1項及び別表第一の126の項 別表第1主務省令第67条の2	事後	
令和5年9月1日	I 基本情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【1】予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号並びに別表第二の16の2の項、17の項、18の項及び19の項 別表第2(※3)主務省令第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号並びに別表第二の16の2の項及び16の3の項 別表第2主務省令第12条の2及び第12条の2の2 【2】新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二の115の2の項 別表第2(※3)主務省令第59条の2 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二の115の2の項 別表第2主務省令第59条の2 (※3)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	【1】予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号並びに別表第二の22の項、24の項、25の項及び26の項 別表第2(※3)主務省令第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号並びに別表第二の22の項及び23の項 別表第2主務省令第12条の2及び第12条の2の2 【2】新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二の150の項 別表第2(※3)主務省令第59条の2 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二の150の項 別表第2主務省令第59条の2 (※3)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	事後	